

へいわこぼと保育室運営規程

(事業の名称等)

第1条 社会福祉法人ピスティスの会が運営するこの小規模保育事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 へいわこぼと保育室
- (2) 所在地 松戸市松戸1 2 2 7-1 アンセイエ松戸2階

(施設の目的及び運営方針)

第2条 へいわこぼと保育室小規模保育事業（以下、当事業という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当事業は、キリスト教精神に基づき、平和を愛する美しい心と隣人を大切にする優しい心を育み、神と人ともに愛される乳幼児の保育を目標とする。
- 3 当事業は、保育の提供に当たっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 4 当事業は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 5 当事業は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 6 当事業は、「松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育の内容)

第3条 当事業は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚労告117）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育
第5条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数について、基準を下回らない範囲で増減することがある。

- (1) 施設責任者 1名 常勤専従 施設運営管理

(2) 保育士 3名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。

2 その他、入所児童の状況に応じ適宜、職員を配置する。

(保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日)

第5条 当事業の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当事業は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(3) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当事業は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当事業は、非常災害その他急迫の事情があるとき、松戸市長が要請するときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

5 当事業の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 7時00分から19時00分。

(2) 土曜日 7時00分から19時00分。

6 保育を提供する時間は、次のとおりとする

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、8時から9時まで又は17時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第6条 当事業の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当事業は、一項の支払を受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

3 保護者は、延長保育の提供を受ける場合別表2に掲げる額を支払うものとする。

4 当事業の管理下で発生した事故等の救済制度として、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入及びその費用の負担について義務づ

けるものとする。

(利用定員)

第7条 当事業の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、法という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児(3号認定子ども))
12人
- (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども
0人

(利用の開始・終了に関する事項)

第8条 当事業は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2 当事業は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が3歳に到達してはじめての3月31日を迎えたとき(特例時をのぞく)
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第9条 当事業の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、松戸市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当事業は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 1 1 条 当事業は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(土曜共同保育)

第 1 2 条 土曜日における保育は共同保育とし、以下の通り実施する。

- 1 実施園 へいわ野のはな保育園 松戸市松戸 1 3 3 1 - 1 0
- 2 依頼園 へいわオリーブ保育室、へいわこばと保育室、へいわちいろば保育室、
へいわかしの木保育室、へいわこえだ保育室、へいわみのり保育室

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
行事費	行事に係る教材費、交通費および施設使用料等	実費
教材費	各種教材購入費用	
衛生消耗品費	衛生消耗品費用	
保険料	保険料	
手数料	口座振替手数料等	
利用料	利用料	

※他、任意の購入品あり。他、任意の費用（実費）負担あり。

※実費費目および金額は重要事項説明書で提示する。

2 時間外に係る利用者負担

(1) 延長保育利用料（利用者のみ）

乳児（0～2歳児）月額利用	1ヶ月	2,400円	利用月の翌月
乳児（0～2歳児）スポット利用	1回	600円	

※月額登録者のみ月額利用料金での利用が可能。

月額登録者は月の利用回数にかかわらず定額請求となる。

月額登録を行っていない場合は、スポット利用となり利用回数に応じた延長保育料となる。上限額は設定していない。

登録および変更は利用月の前月25日を締め切りとする。

(2) 超過保育料（利用者のみ）

超過保育料	乳児 15分超過につき	1回	600円	利用月の翌月
-------	----------------	----	------	--------

※認定区分による保育時間を超えて保育を提供することはできないが、施設は、利用児童の安全確保のため超過保育を行うことがある。その際、15分単位で超過保育料を徴収する。

附則

この規程は２０１５年（平成２７年）１１月 １日から施行する。

一部改正	２０１７年（平成２９年）	４月	１日
一部改正	２０１８年（平成３０年）	４月	１日
一部改正	２０１９年（平成３１年）	４月	１日
一部改正	２０２０年（令和 ２年）	４月	１日
一部改正	２０２１年（令和 ３年）	４月	１日
一部改正	２０２２年（令和 ４年）	４月	１日
一部改正	２０２３年（令和 ５年）	４月	１日